

発行日

平成30年2月1日

発行者

東金市南上宿 2-8-16

一般社団法人東金青色申告会

会長 市原 茂征

電話 0475-52-1284

FAX 0475-55-5219

青色金東報会

[特集]

29年分

決算・確定申告

指導会日程



新年のごあいさつ

東金税務署長 澤田 修二

新年明けましておめでとうございます。

平成三十年の年頭にあたりまして、一般社団法人東金青色申告会の皆様方に謹んで新春のお祝いを申し上げます。市原会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「個人事業者のサポーター」として、記帳説明会の開催をはじめ、昨年の「税を考える週間」行事での大綱「ベイシア」・東金「サンピア」・芝山「産業まつり」における街頭広報キャンペーンや税金クイズの実施等、大変お忙しい中、会長をはじめ多くの会員の皆様に納税道義の高揚と正しい税知識の普及のためにご協力いただきました。皆様方の熱意ある事業活動に対しまして心から敬意を表する次第でございます。

年も改まり、平成二十九年分の所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告の時期を迎え、本年も、確定申告書作成会場を東金商工会館一階に開設いたします。昨年と同様、作成会場では、「記帳水準の向上」と「青色申告制度の普及」を目的として、「青色コーナー」を設置いたしますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私どもは、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、e-TaxなどのICTを活用し、納税者の皆様にとって利便性の高い申告・納付手段を充実することなどにより、納税者サービスの向上に努めるとともに、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収を行う所存であります。

しかしながら、税務行政を適正に行うためには、私ども税務当局の努力はもろんであります。貴会の皆様のお力に負うところが大きいと考えております。引き続き、「税の良き理解者」として税務行政に対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、皆様のご協力により、円滑な導入が図られたものと考えております。今後マイナンバー制度の更なる普及及び定着に向けて、マイナンバーの記載や本人確認方法等の広報・周知を行ってまいります。

また、来年十月の消費税率の引上げと同時に実施される消費税の軽減税率制度につきましても、事業者の皆様は軽減税率制度や事業者支援措置の内容を十分に理解していただき、制度の実施に向けて必要な準備を円滑に進めていただくことができるように、制度の周知・広報等を行ってまいります。

皆様方には広報等において、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。ところで、本年は戌（つちのえいぬ）の年であり、今まで努力してきた人は、その努力が実る年であるようです。会員の皆様にとつて実りを刈り取るような豊作の年になるよう願っております。

結びにあたりまして、一般社団法人東金青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄、地域のご発展を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

会員の皆様へ

平成三十年新春を穏やかに迎えのことと拝察申し上げます。

東金青色申告会も皆様方のご理解と御協力により平成二十九年が終了し、三十年になり、二ヶ月で二十九年度を終了することとなります。

これから、二十九年分の申告期となり、皆様方も、ご事業を進める傍ら決算申告とお忙しいことと思っております。

当会におきましても、役員一丸となつて皆様方のお役に立てるよう努力をしてみようとして役員会で話し合つたところでは、

二十九年分の申告書も変わりました。配送方法も変わりました。三十年分から、税法も一部変わります。消費税も三十一年分から換わります。改正になることが多い中、お間違えの無いよう、情報を伝えてまいります。

是非会活動にご指導ご協力をお願い申し上げます。

決算書を作成するにあたりここが誤りやすいところです。

『収入』

- ・年末に未収になっている売掛金を収入に計上していなかった。
収入金額は、現実に入金した金額ではなく収入すべき金額によって計算します。
その年に販売した代金の一部が未収となっている場合でも、その販売金額の総額を収入金額とします。
生活用に消費（家事消費）した金額、事業に消費（事業消費）した金額を売上計上してください。
あれば、家事消費としてまとめて決算に繰り入れてください。

『必要経費』

（家事関連費等）

- ・店舗兼住宅の住宅部分等に係る費用を必要経費にしている。（固定資産税・水道光熱費・損害保険料・借入金利子・減価償却費等を按分して計上していない。）
業務以外の部分については、必要経費になりませんので、相応に按分してください。

（租税公課）

- ・所得税や住民税を必要経費に算入していた。
所得税や住民税は、所得の帰属主体である「人」を対象として課税されるものであるから必要経費にはなりません。

（損害保険料）

- ・長期の総合保険などで積立部分のある損害保険料を全額必要経費にしている。
積立部分の保険料は資産計上し、積立以外の部分が必要経費となります。
- ・所得補償保険の保険料を、事業所得の必要経費としている。
事業主が自己を被保険者として支払う所得補償保険料は、必要経費になりません。また、保険金を受け取った場合には非課税所得とされます。

（減価償却）

- ・償却限度額を超えて償却している。
- ・新減価償却計算法を適用していますか。（19年4月改正）
- ・定率法の届出をせずに定率法を適用している。
（届出のないときは、法定の償却方法「定額法」で計算します。）

（給与）・・・源泉所得税が0円の方も税務署に報告書の提出が必要です。

- ・雇用契約若しくはこれに準ずる契約に基づいて受ける役務の提供の対価
すべて給与支給時に所得税の源泉徴収義務が生じます。（扶養控除等申告書の提出を受けてください。）

（外注費）・・・源泉徴収の必要はなくなります。（但し、所得税法第204条第1項に該当する報酬・料金については、源泉徴収が必要です）また、外注先への支払いは消費税がかかりますので、消費税は課税仕入取引として取り扱われます。

- ・請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づいて受ける役務の提供の対価
ただし、実態として形式的に契約書があれば外注費になるというようなものでなく、その区分が明らかでないケースも多く、その場合は「業務の実態」に応じて、判断を行うこととなります。税務上は「形式上」プラス「下記の事項」を総合的に勘案して判定することとなります。請負金額も発注元が時間を単位として計算して支払っている場合は雇用関係があるとみなされる可能性があります。

（青色専従者給与）・・・源泉所得税が0円の方も税務署に報告書の提出が必要です。

- ・専従者給与の変更届出をしないで、届出額より高額な専従者給与を支払っている。
（届出に記載した支給額を超えて支給する場合には変更届出が必要です。）（扶養控除等申告書の提出を受けてください。）
・専従者給与の支給該当者には、配偶者控除・配偶者特別控除又は、扶養控除等できませんのでご注意ください！！

（青色申告特別控除）（平成32年分から変更になるかも）

- ・貸借対照表の提出をしていないのに、65万円の青色申告特別控除を適用している。
65万円の青色申告特別控除を適用するには、申告書に貸借対照表、損益計算書を添付し、その控除を受ける旨を記載して確定申告期限内に提出しなければなりません。
- ・不動産所得が事業として行われていないのに、65万円の青色申告特別控除を適用している。
- ・不動産所得が事業として行われていない場合には、最高10万円の青色申告特別控除を適用します。

※生命保険料控除、及び 復興特別税(2.1%)加算についてご注意下さい。

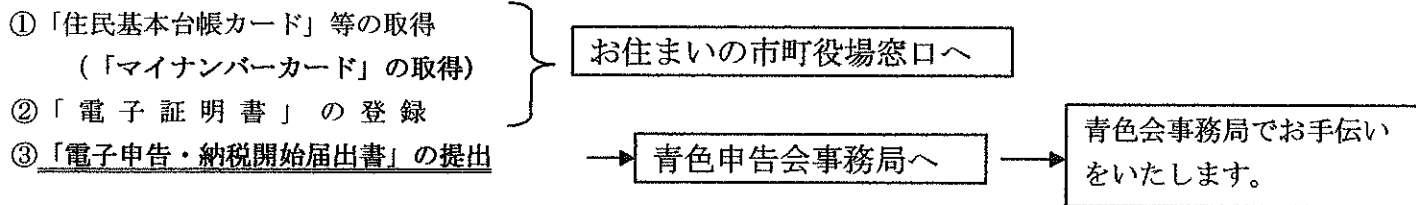
確定申告は2月16日からです。e-Taxを利用すると便利です。会館でも環境を整えておいでをお待ちしています。

e-Taxの普及拡大について

一般社団法人東金青色申告会では、会員の皆様方がインターネットを活用することにより、事業経営の発展の一助となりますように、税務行政における国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、事務局において、平成19年分の所得税確定申告からe-Taxを利用できる環境（パソコン・カードリーダー）を整備いたしました。パソコン等をお持ちでない会員様方もe-Taxを是非ご利用下さい。

尚、e-Taxの利用に際しては、①「住民基本台帳カード」（28年分からはマイナンバーカードでも可）、②「電子証明書」の登録、③「電子申告・納税開始届出書」の提出が必要となります。以下、その手順等をご説明いたします。



（注1）「住民基本台帳カード」取得済みの方 有効期限にご注意ください。（3年間です）

新規に「住民基本台帳カード」更新はできません。「マイナンバーカード」に替ります。

（注2）「マイナンバーカード」（顔写真必要、公的な身分証明書として使用可能）の取得が必要です。

申告書の出来上がり確定した方、税理士による代理送信を是非どうぞ。（送信日2月24日3月6日です）

住基カード等必要なく、本人識別番号取得（事務局でお手伝いします）のみで代理送信お願いできます。

是非、29年分からe-Taxを利用して申告をしてみてください。

ご自分でe-Taxを利用できる環境（パソコン・カードリーダー）を整備してあれば、マイナンバーカードで、税務署まで出向がなくても、確定申告だけでなく消費税・源泉税の申告が出来、さらに各種申請書類等が手元に届くようになります。事務局がお手伝いをいたします

マイナンバーにかかわる本人確認

番号確認の省略

1. 見直し概要

平成30年1月以降、青色申告会をつうじて、マイナンバーが記載された「①所得税の青色申告書」や「②個人事業者の消費税申告書」を書面により提出する会員へのマイナンバー対応は、番号確認書類の添付などが不要になります。①と②は、いずれも納税額がゼロ以上の場合に限られます。

※還付申告（予定納税や中間納付税額があることによる還付申告を除く）および相続人から提出される準確定申告を除きます。

2. 見直しの根拠

こうした対応は、これまで開業届出書の提出や申告書へのマイナンバーの記載について、青色申告会が会員に周知していることから、青色申告会の会員は原則として、番号確認書類の省略対象となる要件を満たしていると考えられるためです。

3. ①または②の申告書（納税額）を提出する場合

	本人確認書類	
	番号確認	身元確認
平成29年12月まで	必要	必要
平成30年1月以降	不要	

身元確認書類の添付等

【原則】

マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の健康保険証、パスポートのほか、税務署から送付される確定申告のお知らせハガキも該当

【原則】が困難な場合

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、小規模企業共済掛金払込証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等の確定申告書の添付書類

（注）詳細は、国税庁チラシ「番号法施行規則の改正についてのお知らせ」を参照。

e-Taxでの申告が2019年から有利になる？

2020年（平成32年）から、基礎控除、特別控除が変わるかも？

消費税申告相談においでになる前に

開催日	
3月16日(金)	開催
17日(土)	午前のみ
18日(日)	休館
19日(月)	開催
20日(火)	開催
21日(水)	祝日
22日(木)	開催
23日(金)	開催
24日(土)	開催
25日(日)	休館
26日(月)	開催
27日(火)	開催
28日(水)	開催
29日(木)	開催
30日(金)	開催
31日(土)	午前のみ
4月1日(日)	休館
2日(月)	開催
指導開催時間	
9:30~12:00	
13:00~16:00	

※ 一般課税適用者 一般課税用課税取引金額計算表を作成してください。
 ※ 簡易課税適用者 平成27年分決算書(控)等を持参ください。
 ※ 複数の事業区分のある方・事業資産(減価償却資産に計上していた物)の譲渡(例 事業用の車両・農機具等)があった時の明細書等
 ご確認ください。
 ※ その年に販売した代金の一部が未収となっている場合でも、その販売金額の総額を収入金額とします。
 生活用に消費(家事消費)した金額、事業に消費(事業消費)金額を売上計上してください。あれば、家事消費としてまとめて決算に繰り入れてください。
 ※ 売掛金、買掛金、未収金、未払い金等の確認(特別控除65万円該当させる方)をお願いします。
 所得税申告に於いては、
 ① 生命保険、介護保険等計算誤りの無いよう今一度確認を。
 ② 復興特別所得税額の計算落としの無いように。
 消費税課税事業者の方 本則計算か簡易計算か今一度ご確認ください。
 26年分の売上が1000万円を超えている方ご注意ください。(今回納付が発生?)
 会計ソフトをご利用の皆様
 ① データーのバックアップはまめに取ってください。
 (すでに年が明けてからパソコンの不都合により年初或いは年途中から入れなおしている方がおります。)
 ② 申告完了後、次年度更新作業前にすみやかに総勘定元帳等をプリントアウトしてください。

(消費税の納期限日は4月2日(月)です。)

(所得税・贈与税の納期限は3月15日(木)です。)

所得税・消費税共振替納税が便利です

所得税の振替日 4月20日(金) です。
 消費税の振替日 4月25日(水)

全青連が進める共済事業

- ① 全青共済+傷害特約
共済 月額1,000円
傷害特約1口1,250円
 - ② 全青色障害
月額1口1,250円
 - ③ 疾病入院保障
月額600円~3,430円
 - ④ ファミリー交通傷害
年間1口10,000円~
交通事故傷害制度
年間1口1,000円~
- 詳細は、事務局まで、

[小規模企業共済制度] 《事業主の退職金制度を知っていますか?》
 ◇多くの方々にご利用いただいております。

全国で145万人の事業主の方々にご加入いただいています。
 ◇安心できる制度です。
 国が全額出資の事業団が法律に基づいて運営しています。
 ◇税制面でメリットがあります。毎月の掛金は全額控除になります。
 共済金は退職所得扱いになります。(※一括受取時)

[中小企業退職金共済制度]
 《中退共制度の特色》

- ◆国の制度なので安全・確実・有利です。
 - ◆掛金の一部を国が助成します。
 - ◆掛金は税法上、全額非課税になります。
 - ◆加入前の過去勤務期間や転職した場合に通算できます。
- 詳細は・・・ 一般社団法人東金青色申告会 事務局まで

皆様には、新春を恙無くお迎えのことと存じます。
 早いもので、もう決算の時期となり、申告書もお手元に届いた事と思います。進捗状況は如何ですか。寒波も厳しくなりま
 す、インフルエンザが、猛威を振るう時期ともなりましたが、くれぐれも体を大事にこの時期を乗り越えてください。
 新しい年に希望を持ってお互い進
 進みましょう。

本年こそパソコンで記帳をしましょう。

東金青色申告会では、節税にも役立つパソコンでの記帳をご指導致しております。必要帳簿類は勿論の事、損益計算書も貸借対照表も簡単に打出す事が出来ます。65万円の青色申告特別控除の適用も受けられます。
 消費税の申告書までスムーズに作成できます。
 個人青色申告者用に色々な会計ソフトが市販されておりますが、それぞれ特色があります。一度、青色申告会事務局において戴き、自分にあったソフトで経理される事をお勧め致します。